

医療従事者の需給に関する検討会

理学療法士・作業療法士需給分科会

これまでの議論の経過と報告（令和4年1月12日）

これまでの経緯

- 昭和40年に理学療法士及び作業療法士の資格制度が設けられて以降、医療関係者審議会理学療法士作業療法士部会において、理学療法士及び作業療法士の計画的な養成が図られるよう数回にわたり需給計画・需給推計が行われ、理学療法士及び作業療法士の需給の推計に関する意見書(平成12年11月30日)において、「需要と供給は平成16年以降2から3年以内に均衡に達し、理学療法士、作業療法士が過剰になることが予測されることから、その養成が適切に行われるよう関係者への周知徹底が必要であると考えられる。」との見解が示された。
- 他方で、「医療従事者の需給に関する検討会」において、都道府県で2025年の医療需要を踏まえた地域医療構想の策定が進む中、病床の機能分化・連携に対応していくためには、医師・看護師のみならず、リハビリ関係職種も含めた医療従事者の需給を念頭に置く必要があるとされ、「医療従事者の需給に関する研究(文献番号201620015C)」において理学療法士・作業療法士の将来の需給推計を行うとともに、「理学療法士・作業療法士需給分科会」を平成28年4月に下部組織として設置することで、有識者の意見を踏まえ、より精度の高い将来の医療需要を踏まえた推計方法とすることに加え、職種を取り巻く現状の課題について、これまで3回の議論が行われてきた。
- その後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い議論が一時中断された中、これに伴う影響に加えて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)が可決されたことにより、理学療法士・作業療法士を取り巻く環境はこれまでとは異なる要素が含まれる状況下に置かれることとなった。

需給推計の結果と職種を取り巻く課題

- 理学療法士及び作業療法士の供給数の推計値は2040年頃に需要数の約1.5倍になることを示したが、地域間格差があることから、その側面を要素として加えて議論すべきではという意見が上がった。
- 文部科学大臣が指定した学校(以下、学校という。)及び都道府県知事が指定した理学療法士(作業療法士)養成施設(以下、養成施設)の総数とその定員数は増加する一方、養成施設出身者の国家試験合格率が低下傾向にある等、養成の質の低下という別の側面による課題があることが指摘された。